

# 枕崎市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 4 月改定

鹿児島県枕崎市

# 枕崎市 一般廃棄物処理基本計画

## 目次

第1章 基本的事項	2
第1節 枕崎市の概況	2
1 枕崎市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	
2 過疎の状況	
3 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性等の概要	
第2節 人口及び産業の推移と動向	5
第2章 計画策定にあたって	8
第1節 計画策定の趣旨	8
第2節 基本計画の位置づけ	9
1 目標年度	
2 計画期間	
3 計画対象区域	
第3章 ごみ処理基本計画	11
第1節 ごみ処理の現状と課題	11
第2節 ごみ排出量の予測と減量目標	15
第4章 生活排水処理基本計画	17
第1節 基本方針	17
第2節 年次目標	17
第3節 生活排水の排出状況	18
第4節 生活排水の処理主体	18
第5節 生活排水処理基本計画	19

## 第1章 基本的事項

### 第1節 枕崎市の概況

#### 1 枕崎市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### 《自然的概要》

本市は、薩摩半島の南端に位置し、東は南九州市知覧町、北は南九州市川辺町および南さつま市加世田、西は南さつま市坊津町に接し、南は黒潮の流れる東シナ海に面し、その形状はほぼ五角形である。

市域は、東西12km、南北10kmで、総面積74.78km<sup>2</sup>となっており、鹿児島県内の市の中で最小の面積となっている。

##### 《歴史的概要》

明治22年4月に町村制施行により東南方村が誕生し、大正12年に町制を施行、昭和24年に市制を施行し「枕崎市」となった。

##### 《社会的概要》

本市は、薩摩半島の南端に位置し、南は広大な東シナ海に臨む景勝の地にあり、隣接市を結ぶ国道225号、226号、270号の主要幹線道路が市内で交差し、これに県道、市道が放射状に走る道路網を形成している。また、南薩地域を縦貫する南薩縦貫道の整備も完了し、半島地域の広域ネットワーク形成を通して地域の交流促進や振興に貢献するほか、九州縦貫道や鹿児島空港を結ぶことによる交通拠点の連結が図られることが期待されている。公共交通機関としてバスについては、枕崎・伊集院間の「なんてつ線」などが地域間幹線系統確保維持費補助事業の適用を受け現在も運行している。JR指宿枕崎線については、現在も枕崎・鹿児島中央駅間を6往復運行している。平成3年1月に開港した枕崎飛行場については、運航実績の低下などの理由により平成25年3月をもって廃港となった。なお、鹿児島県防災ヘリの拠点基地としての機能は維持するため現在公共用ヘリポートの整備が行われている。地域社会の基礎組織として74の自治会があり、これらを中心に地域運営が行われている。しかし、自治会は大小さまざまであり、中には維持存続することが困難と予想される自治会もあり、過疎化の影響が顕著に表れている。

##### 《経済的概要》

###### 〈農林水産業〉

枕崎漁港は、平成11年7月に漁港としては日本で初めて開港し、外国船舶の入港も数多く見られる。世界に開かれた港として南方漁場や海外と消費地を結ぶ「総合拠点漁港」としたまちづくりと施設整備に取り組むとともに、伝統の遠洋カツオ一本釣り漁業を中心に「かつおのまち枕崎」の基盤づくりに努めている。

水産加工業について、本市は、古来「カツオ漁業の基地」として栄え、江戸時代中期から行われてきた鰹節製造は、市内約50の加工場で、約16.0千トンを生産し、全国生産量の約4割超を占め、まさしく日本一の鰹節の産地となっている状況ではあるが、年々、鰹節加工場は減少傾向にある。

農業においては、温暖な気候と基盤整備された農地や畑かん地域を中心に、水を有効に活用した高度な畑作主体の農業が行われ、中でも茶・花卉（特に電照菊）・甘しょ・ぼんかん等の果樹・豚・肉用牛など特色のある農業が展開されており、「南の食料供給基地」として安心・安全で、且つ、消費者から信頼される産地づくりに努めている。しかし、農家や農業の就業人口は、後継者不足や高齢化等により減少しており、また、農地の耕作放棄地が増加している現状にある。

森林については、機能区分に応じた森林整備に努めるとともに、林業活動の活性化を促進し、間伐材などの地域産材の利用促進を含めた製材品の需要拡大や特用林産物の振興を図っている。また、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保持・保全など公益的機能を果たす森林整備に努めている。

#### 〈商工業〉

本市の商圈はモータリゼーションの進展などにより近隣市に広がり、県都鹿児島市への商品購買力の流出や隣接する地域への大型店舗の進出による流出など、近年大きな環境変化が見受けられる。

また、近年の経済情勢の悪化により、本市の主要通りである駅前通りをはじめ各通りには空き店舗・空き地が増加しているため、商店街のにぎわいを取り戻すとともに、新たな店舗の進出を誘導する施策を実施している。

工業の振興は、将来における生産所得の大きな源泉となり、雇用の増大が期待されることから、既存の工業の育成及び水産加工業等など地域資源を活用した新たな企業を中心に、本市への誘致を積極的に推進し、地域産業の育成に努めている。

旅館業について、本市の宿泊客数は平成25年36,192人、平成26年31,257人、平成27年30,641人となっており、年々減少している状況である。

#### 〈観光〉

坊野間県立自然公園の表玄関にあたる雄大な景観の火之神公園など豊かな自然環境をはじめ、南薩摩の特産品を集め展示即売する「南薩地域地場産業振興センター」、カツオのたたきからカツオフィレー等の加工製造工程を見学できる「枕崎市かつお公社」、新鮮な魚介類と海産物を取り揃えた海鮮市場「枕崎お魚センター」や見学できる焼酎工場が港一帯に集積され、それに加え、風の芸術展立体作品を設置したアートストリートやJR最南端の始発・終着駅などを生かした観光地づくりに努めている。

また、地域の自慢の食材を活用したご当地グルメを各地商店街が開発して競う「Show-1グルメグランプリ」で連覇した「枕崎鯉船人めし」をはじめ、料飲業組合枕崎支部の有志が研究を重ねて完成した「かつおラーメン」や枕崎鯉節の本枯れ節が「本場の本物」の認定を受けたことにより、本市の活性化の起爆剤にしようと催し物時のPR活動など様々な取組が始まっている。

イベントでは、南薩摩最大のまつり「さつま黒潮さばらん海枕崎港まつり」、「こどもの日かつおまつり」、「春の市」や「新酒まつり」など特色あるイベント等を生かした地域イメージの発信に努め、観光客の誘致を促進している。

## 2 過疎の状況

昭和30年の35,546人がピークだった本市の人口は、高度経済成長期の都市部への労働力人口の流出により10年間で4,000人以上の人口減少となった。その後、平成に至るまで人口は横ばいを続けたが、平成以降は高齢化による人口減少と青壮年層の都市部への人口流出により減少率が顕著となっている。さらに、65歳以上の高齢者はポイントを大きく伸ばしており、少子高齢化の歯止めがきかない状況に陥っている。

一部自治会では、65歳人口が全体人口に占める割合の50%を超える限界集落といわれる自治会も出てきており、人口問題は本市の最大課題の一つである。

本市は、これまでも様々な事業を展開してきたが、地方と大都市圏との経済格差は未だ大きく、また、過疎市町村においては地方主要都市にも経済圏が流れ、過疎中の過疎に苦悩している。従来の産業振興・交通通信体制・生活環境整備などに加え、今後は「人の改革」を促すソフト事業も必要であり、地域間交流・県域を越えた人的交流を図り、住民と協働して地域の自立促進を押し図っていくべきである。

## 3 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性等の概要

本市の産業別就業人口比率を平成17年と平成27年で比較してみると、第1次産業就業人口比率は13.9%から12.3%へ、第2次産業就業人口比率は25.7%から23.9%へ、第3次産業就業人口比率は60.3%から63.8%へと変化している。

第1次産業のうち、本市の主力産業である農業の平成27年度農業総生産額は104.7億円となっており、平成26年度の106.1億円と比べて1.4億円減少し、また、漁業についても、近年の枕崎港での水揚量をみると、平成25年9.8万トン、平成26年10.2万トン、平成27年10.0万トンと10万トン前後を推移している。

工業については、事業所数では平成24年86件、平成25年86件、平成26年84件と横ばい状況であるのに対し、製造品出荷額は平成25年507.3億円、平成26年500.4億円と減少している。

商業では、一般商店の動きとして、商店数が平成14年は496件、平成19年は456件、平成26年は318件である。従業員数は、平成14年が2,104人、平成19年は2,047人、平成26年は1,464人で、年間販売額は、平成14年が355.6億円、平成19年は327.5億円、平成26年は271.1億円と商業に関するすべての項目において、年々減少傾向にある。

雇用情勢について、本市の管轄区域である加世田公共職業安定所が公表する有効求人倍率は、平成24年から平成26年の9月期で見ると、平成26年0.76倍（全国1.09倍）、平成27年0.86倍（全国1.24倍）、平成28年1.03倍（全国1.38倍）と雇用環境が少しずつ改善傾向にあるが、全国平均と比較すると毎年下回る状況であり、依然厳しい環境が続いている。

本市の平成26年度一人当たりの市町村民所得推計は2,328千円と本県平均の2,389千円を若干下回るほどであるが、一人当たりの国民所得2,868千円とはかなりの格差がみられる。

また、本市の財政力指数は（平成25年度から平成27年度の3年間平均）0.38であり、全国平均の0.50と比較して低い状況にある。

## 第2節 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、昭和30年国勢調査の35,546人をピークに、平成17年25,150人、平成27年22,046人と減少を続けており、ピーク時の昭和30年からの50年間に11,908人、33.5%と高い減少率となっている。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が公表した約30年後の将来人口推計は、14,572人と厳しい未来が予測されている。

また、平成27年の年少人口（0～14歳）は2,397人で、総人口に占める割合は10.9%となっているが、著しい人口減少が若年層を中心としたものであることから、65歳以上の高齢化率についても、平成17年国勢調査では29.4%、平成27年国勢調査では36.3%と上昇傾向にあり、同研究所の約30年後の推計では42.3%と高齢化が急速に進むことが見込まれている。

表1-1(3)産業別人口の動向を見ると、人口の推移と同様に全体的な就業人口も減少している。本市の基幹産業は農林水産業であるが、特に第1次産業の減少率が顕著である。

企業の進出や第1次産業従事者からの流入などで、順調な伸びをみせていた第2次産業も平成12年には景気の影響からか減少に転じ現在に至っている。

第3次産業は、本市人口の大半を占めるようになっており、そのうち小売業では個人経営の小規模店舗は影を潜め、大規模店舗による雇用増のほか、少子化・男女雇用機会均等法の施行、男女共同参画による女性の社会進出も第3次産業の比率が上昇した大きな要因であると考えられる。

今後の産業形態の動向として、本市全体の人口減少に伴い、それぞれの産業での人口減少も比例していくものと考えられる。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総 数	30,084		29,685	△ 1.3	30,060	1.3	30,099	0.1	28,794	△ 4.3
0歳～14歳	7,896		7,024	△ 11.0	6,741	△ 4.0	6,458	△ 4.2	5,618	△ 13.0
15歳～64歳	19,227		19,206	△ 0.1	19,403	1.0	19,151	△ 1.3	17,907	△ 6.5
うち15歳～ 29歳(a)	5,696		5,695	0.0	5,352	△ 6.0	4,500	△ 15.9	3,899	△ 13.4
65歳以上(b)	2,961		3,455	16.7	3,913	13.3	4,490	14.7	5,269	17.3
(a)/総数 若年者比率	18.9%		19.2%		17.8%		15.0%		13.5%	
(b)/総数 高齢者比率	9.8%		11.6%		13.0%		14.9%		18.3%	
区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総 数	27,640	△ 4.0	26,317	△ 4.8	25,150	△ 4.4	23,638	△ 6.0	22,044	△ 6.7
0歳～14歳	4,681	△ 16.7	3,802	△ 18.8	3,229	△ 15.1	2,707	△ 16.2	2,397	△ 11.5
15歳～64歳	16,774	△ 6.3	15,665	△ 6.6	14,530	△ 7.2	13,409	△ 7.7	11,655	△ 13.1
うち15歳～ 29歳(a)	3,707	△ 4.9	3,441	△ 7.2	3,243	△ 5.8	2,815	△ 13.2	2,294	△ 18.5
65歳以上(b)	6,185	17.5	6,850	10.8	7,391	7.9	7,522	1.8	7,992	6.2
(a)/総数 若年者比率	13.4%		13.1%		12.9%		11.9%		10.4%	
(b)/総数 高齢者比率	22.4%		26.0%		29.4%		31.8%		36.3%	

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成17年3月31日		平成22年3月31日			平成25年3月31日			平成27年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	25,793	100.0	24,139	100.0	△ 6.4	23,495	100.0	△ 2.7	22,409	100.0	△ 4.6
男	11,922	46.2	11,082	45.9	△ 7.0	10,643	45.3	△ 4.0	10,188	45.5	△ 4.3
女	13,871	53.8	13,057	54.1	△ 5.9	12,852	54.7	△ 1.6	12,221	54.5	△ 4.9

表 1-1 (3) 産業別人口の動向

区 分	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成 2 年	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総 数	14,122		13,514	△ 4.3	13,461	△ 0.4	13,186	△ 2.0	12,867	△ 2.4
第一次産業 就業人口比率	43.1%		34.6%		25.8%		21.4%		18.1%	
第二次産業 就業人口比率	18.5%		23.9%		26.2%		26.4%		28.0%	
第三次産業 就業人口比率	38.4%		41.5%		48.0%		52.2%		53.9%	
区 分	平成 7 年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総 数	12,882	0.1	12,099	△ 6.1	11,839	△ 2.1	10,891	△ 8.0	10,263	△ 5.8
第一次産業 就業人口比率	15.7%		13.8%		13.9%		13.0%		12.3%	
第二次産業 就業人口比率	30.1%		28.3%		25.7%		24.6%		23.9%	
第三次産業 就業人口比率	54.2%		57.9%		60.3%		62.4%		63.8%	

枕崎市の統計より (年齢不詳除く)

## 第2章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

人類のめざましい経済発展は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを定着させた結果、ごみや水問題を引き起こし、近年では地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模で影響を及ぼす要因になっています。

そのため、環境保全の重要性が改めて認識され、国は平成5年に「環境基本法」を制定しました。

さらに、平成12年に制定した「循環型社会形成推進基本法」の中で資源循環の枠組みを示し、「建設リサイクル法・家電リサイクル法・自動車リサイクル法・容器包装リサイクル法・食品リサイクル法」などの関連法が施行され、資源循環型社会の構築に向けた法整備が図られ、本市も平成11年10月から資源ごみ分別収集を実施し、平成13年4月からは「容器包装リサイクル法に基づく廃プラ収集」を取り組んできました。

本市の総合振興計画は、市の将来像を「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」と位置付けており、まちづくりの基本計画に「安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり」を柱のひとつとしています。中でも廃棄物行政については、ごみの排出抑制、再利用、再資源化や環境に配慮した適正なごみ処理、河川や海の快適な水環境を保全するための生活排水対策など、市政の重要な課題の一つとなっております。

本市における一般廃棄物の処理については、隣接する近隣自治体で構成する一部事務組合「南薩地区衛生管理組合（以下「衛生管理組合」という。）」で広域処理を行っておりますが、平成26年3月には本市火之神岬町にある内鍋清掃センターの延命改修工事が終了し、前年にはリサイクルの拠点となるストックヤードも建設され、本格的に稼働しております。延命対策後10年が経過する令和6年度を供用開始とする新たな広域処理施設の施設整備に関する調査・計画を進めています。また、現在組合は、広域でし尿汚泥処理を行う汚泥再生処理施設（アクアセンター万之瀬）の建設が完了し稼働が始まっており、国の動向やこれまでの取り組みを踏まえながら市民・事業者・行政が一体となって一般廃棄物の排出抑制や再資源化等の取り組みがますます重要になっています。

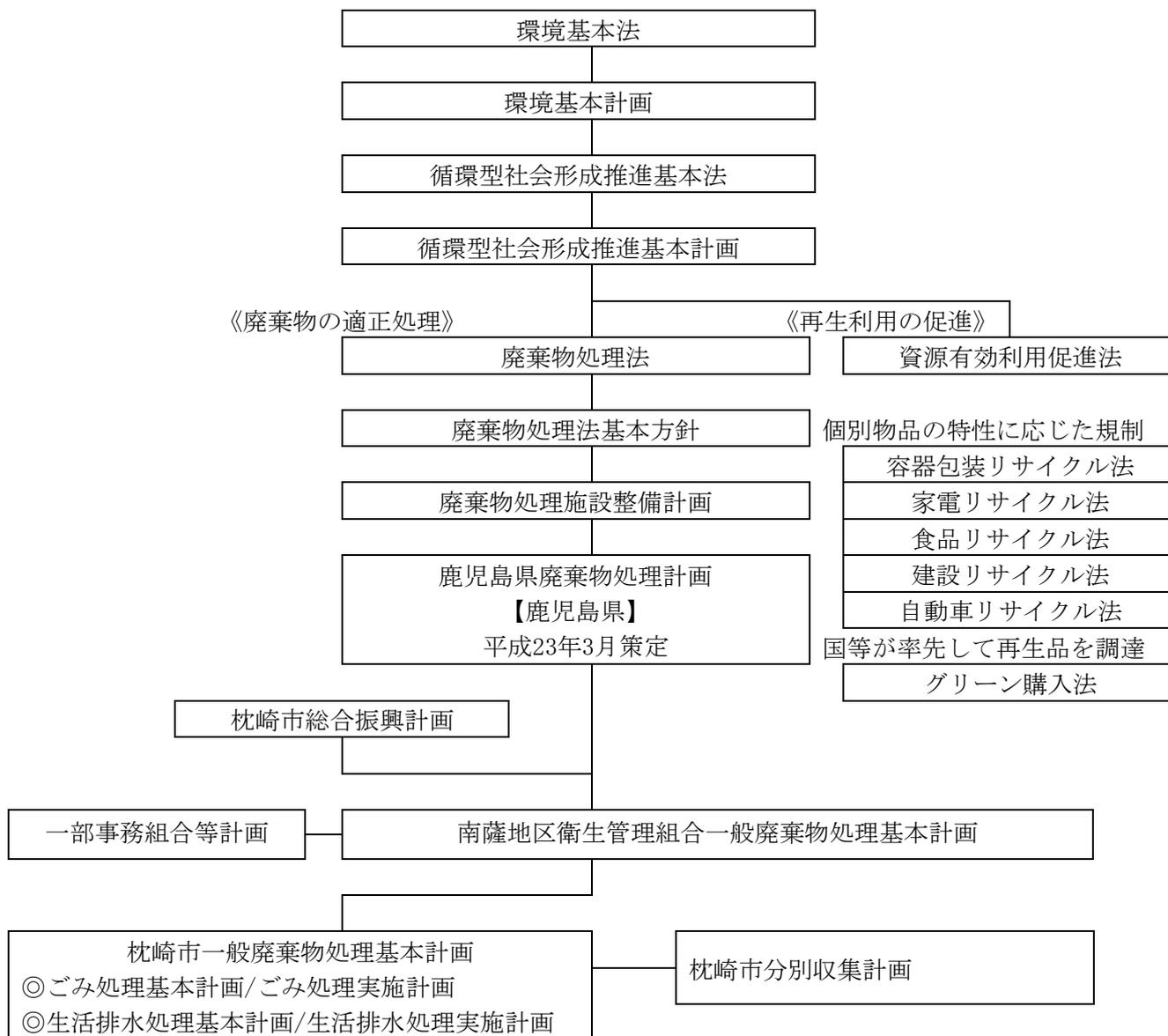
そのため、従来、ごみ処理については旧枕崎地区衛生管理組合から引き継いだ「南薩地区衛生管理組合処理基本計画」を準用しておりましたが、本市における一般廃棄物処理（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）に関する総合的かつ中長期的な基本方針とするため、既存の「枕崎市排水処理計画」の見直しを行うとともに、循環型社会の形成に向けた具体的な推進方策を明らかにするための「枕崎市一般廃棄物処理基本計画」としてまとめました。

この計画の推進にあたりましては、各関係機関の協力はもとより市民の協力が不可欠であり、一人ひとりが「できることから始める」という意識をもつことがとても重要です。

## 第2節 基本計画の位置づけ

この計画は、「環境基本法」等の各種法律や「循環型社会形成推進基本法」など国の方針との整合性を図りながら、一般廃棄物の発生から処分までの基本方針を定めるもので「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成します。

なお、基本計画は本市の「総合振興計画」及び「過疎地域自立促進計画」などに基づいたものであり、一部事務組合である衛生管理組合の基本計画とも整合性を図るものとします。



### 1 目標年度

基本計画の目標年度は、令和8年度とします。

### 2 計画期間

基本計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

なお、基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

### 3 計画対象区域

計画区域は、市内全域を対象にします。

### 第3章 ごみ処理基本計画

今日、廃棄物を取り巻く環境が大きく変化している中で、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化に重点を置き、本市の現状とこれまでの取組を踏まえた総合的・長期的な視点に立った施策を計画的・効率的に推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき枕崎市一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定するものです。

#### 第1節 ごみ処理の現状と課題

##### 1 ごみ処理の現状

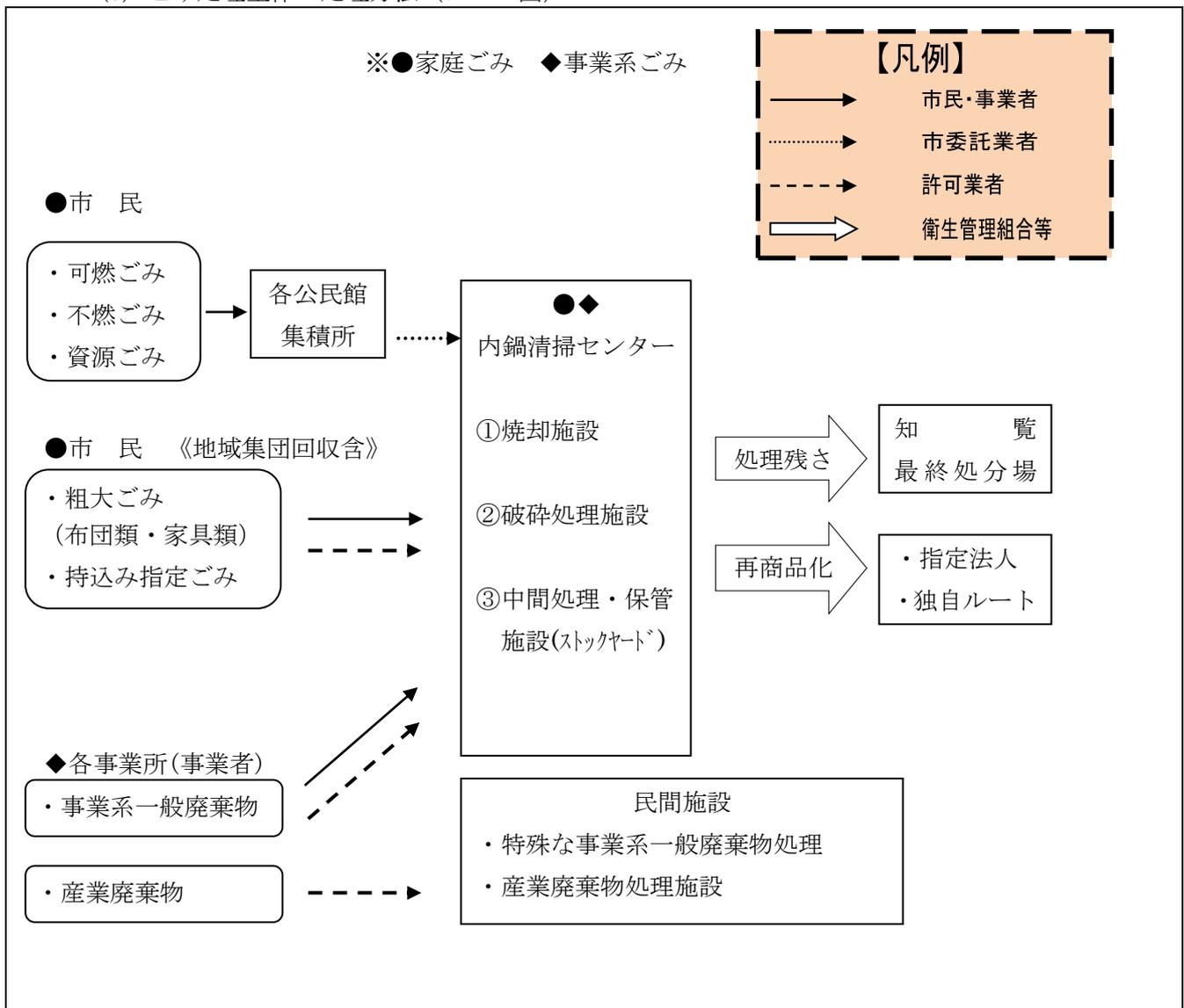
###### (1) ごみの区分及び排出方法

区分		指定袋	排出方法等		
生活系ごみ	◆可燃ごみ【燃やせるごみ】	みどり	紙くず 生ごみ 剪定クズは指定袋に入る大きさに切る		
	◆不燃ごみ【燃やせないごみ】	あ か	ガラス 茶わん 鍋類 小型家電は指定袋に入る大きさ 靴類 ホースなど長いものは30センチ以下に切る		
	◆資源ごみ	◎火災危険物	きいろ	スプレー缶 カセットガス缶 ライター類 乾電池等 これらをまとめて同じ袋で良い	
		◎缶類		ジュース類 缶詰 お菓子の缶 ミルク缶 汚れ等の付着がないよう洗う	
		◎紙類	きいろ (雨天時)	①新聞紙類	新聞紙・チラシ類 ひもを十字にかけて出す
				②雑誌類	雑誌全般・コピー用紙等 ひもを十字にかけて出す
				③段ボール	段ボール表示に注意 ひもを十字にかけて出す
				④紙パック類	牛乳・ジュース(中がアルミは除く) ひもを十字にかけて出す
				⑤その他紙類	箱類全般・包装紙類 ひもを十字にかけて出す
		◎びん類	きいろ	透明・茶・その他同じ袋で良い(キャップは必ずはずす) 汚れ等の付着がないよう洗う	
		◎ペットボトル		ペットマーク表示 キャップ・ラベルはその他プラ類 汚れ等の 付着がないよう洗う	
		◎その他プラスチック類		プラマーク表示 商品を包む容器包装を基準にする	
	◎白色トレイ・発泡スチロール	色つきのものはその他プラ類			
◎古着・古織維類	革製品・綿入れは直接持ち込み 下着・靴下は裁断し可燃ごみ				
◆粗大ごみ	直接持ち込みまたは集団回収	家具・家電・自転車・布団類・			
事業系ごみ		排出事業者自らの責任において分別・排出する または、一般廃棄物収集運搬業許可事業者による搬出			
処理困難物		家電リサイクル法など法律で処理方法が定められているもの(家電4品目: テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン) パソコン 消火器 自動車部品 農薬類 がれき類 などは排出者が専門業者に依頼する			

(2) 家庭ごみの収集体制

項 目	枕 崎 校 区	別 府 校 区	桜山・金山校区	立 神 校 区
も える ご み	月 曜 日 金 曜 日	月 曜 日 金 曜 日	水 曜 日 土 曜 日	水 曜 日 土 曜 日
も え ない ご み	第 1 水曜日	第 2 水曜日	第 3 金曜日	第 4 金曜日
資 源 ご み	火 曜 日	火 曜 日	木 曜 日	木 曜 日

(3) ごみ処理主体・処理方法（フロー図）



(4) ごみ処理施設の概要

(南薩地区衛生管理組合)

処理内容	施設名	処理能力等	竣工年月日
焼却	内鍋清掃センター	112.5 t / 日 (56.25×2基)	平成9年2月完成 (平成26年3月改修)
破碎・選別		20 t / 5 h	
中間処理 (圧縮・減容・保管)	内鍋清掃センター (ストックヤード)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル 84.6m<sup>3</sup></li> <li>・その他プラ 84.6m<sup>3</sup></li> <li>・びん類 63.0m<sup>3</sup></li> <li>・ダンボール 9.0m<sup>3</sup> ほか</li> </ul>	平成25年3月完成
最終処分	知覧最終処分場	143,000m <sup>3</sup>	平成7年3月完成

(5) ごみの排出状況

ごみ排出量の推移

収集した家庭系ごみ量は緩やかな減少傾向を示しており、人口減少に伴うものと思われます。

搬入ごみは、主に収集運搬許可業者を含む事業系ごみが主であるが、一般市民による家庭ごみの持ち込みもおよそ20%程度含んでいると見込まれており、僅かに減少しています。

また、平成24年度から平成25年度にかけて内鍋清掃センターの延命改修工事が行われ、全体の持ち込み時間が制限され、また各公民館が美化活動に合わせて実施している粗大ごみ収集については、破碎処理施設が期間中使用できなかったことから持ち込みを制限した結果、全体のごみの量が減少しています。

単位：t/年

区分		H23	H24	H25	H26	H27
収集ごみ (家庭系ごみ)	可燃ごみ	4,695	4,670	4,575	4,478	4,350
	不燃ごみ	293	283	276	267	280
	資源ごみ	706	700	708	650	645
	小計	5,694	5,653	5,559	5,395	5,275
搬入ごみ	可燃ごみ	2,019	1,959	1,926	1,913	1,823
	不燃ごみ	1,615	1,450	1,436	1,334	1,594
	直接埋立	1,109	849	790	821	741
	小計	4,743	4,258	4,152	4,068	4,158
合計 (総排出量)		10,437	9,911	9,711	9,463	9,433

※搬入ごみについては、清掃センターで仕分作業を行い、資源として再生できるものについては、できるだけ資源化を図り分別されている。

## 2 ごみ処理の課題

### (1) 排出抑制と資源化

レジ袋や使い捨てプラスチック製品の提供を断る（リフューズ）、ごみの発生抑制（リデュース）、製品や部品等の再利用（リユース）、使用済み製品等の原材料としての再利用（リサイクル）の4R運動を推進することで、ごみの総排出量を抑制し、焼却していたごみの量が減り、最終的に埋立処分されるごみの量を抑制していくことにつながっていきます。

また、4R運動をより実効性のある取り組みにするためには、市民の主体的な取り組みを促すため、これらの普及促進を徹底していく必要があります。

### (2) 収集運搬

高齢社会を迎える中で、自家用車などの交通手段を持たない家庭が増えており、住民サービスと費用対効果を検証した収集体制の在り方を検討する必要があります。

### (3) 中間処理

内鍋清掃センター内に新設されたストックヤード（中間処理・保管施設）を、ごみの資源化の拠点として運用していくため、分別指導など市民への啓発がますます重要となっています。

また、一般家庭や美化活動で出た草木については、安易な持込み量の増加につながっていることから、出来るだけ農地等へ還元する対策と、破碎処理施設の可能性について南薩地区衛生管理組合と協議をしていく必要があります。

### (4) 最終処分

本市で発生したごみの最終処分については、衛生管理組合が運営している知覧最終処分場に持ち込まれていますが、この施設が運用されて以降「容器包装リサイクル法」等が施行され、今まで燃やされていたごみや直接埋め立て処分されていたごみが資源化されるようになったことにより、当初の運用計画より長く使用していくためにも、行政と市民及び事業者が連携した取り組みがますます重要となっています。

## 第2節 ごみ排出量の予測と減量目標

### 1 将来予測

#### (1) 人口

本市の将来推計人口は、過疎化や少子化等により、徐々に減少する傾向にあり、これに伴いごみの排出量も年々減少するものと推測されます。

#### (2) ごみの排出量と資源化

平成16年度の可燃ごみの総量は、7,181トンでしたが、平成21年度は6,741トンまで減少（平成16年度比6.13%減）しており、平成26年度は6,391トン（平成16年度比11%減）でした。

一方、資源ごみの量は、平成10年度は70トンでしたが、ごみの分別収集・資源化を進めたことにより、平成16年度は927トン、平成21年度は733トン、平成26年度は650トンになっています。

また、最終処分場の延命化を図り長期にわたり活用するために、市民・事業者・市の三者が一体となって、ごみの排出抑制に積極的に取り組み、再利用、再資源化をさらに推進し、環境保全に配慮した資源循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理基本計画の減量目標は、〈表〉のとおりですが、今後の技術開発、経済動向、国の新たな減量化施策及び市民の環境に対する意識向上など社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

#### (3) 成果指標及び目標値の設定

本計画の実効性を確保するため、本市の総合計画及び南薩地区衛生管理組合基本計画との整合性を図りながら、成果指標と令和8年度の目標値を設定し、進行管理していきます。

〈表〉

成果指標名	平成25年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
市民一人当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,136.0	885.0
リサイクル率 (%)	12.8	19.5

市民一人当たりのごみの排出量は、平成25年度では鹿児島県で936g/人日、本市では1,136g/人日となっている。

ごみの減量化を図って行くためには市民の協力が不可欠である。

### 2 関係市町及び関係機関との連携

一部事務組合である南薩地区衛生管理組合を構成する近隣市と連携して、ごみ処理関連施設の共同整備、共同利用など広域的に処理する体制の推進を図りながら、一般廃棄物の減量化・再資源化に取り組みます。

### 3 各施設（清掃センター及び最終処分場等）の利用

内鍋清掃センターは、使用期限の延命化が図られたことから、大切な施設として利用するとともに、ごみの再資源化のためのストックヤードの積極的な利用を図ります。

### 4 枕崎市衛生自治団体連合会（市衛自連）との協働

市は市衛自連と協働し、確実なごみ出しと市内の環境保全に努めます。また、教育現場と連携し、環境学習の実施や情報の提供に努めます。

市衛自連は、各単位衛生自治会によって組織されており、各衛生自治会は「自分たちの地域の

環境は自分たちで守る」という姿勢をベースに各ごみステーションの管理を行います。

市内に居住する人は、それぞれの単位衛生自治会に加入するとともに、ルールを守ってごみを排出します。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 基本方針

#### 1 生活排水処理に係る理念

本市は、水産加工業が盛んであり、人口も市街地に集中しているため、これらの排水による河川・海域の水質汚濁が問題となっていたことから、昭和50年12月に下水道事業の認可を受け、昭和59年3月より供用を開始しているところです。

本市における生活雑排水については、人口の約45%が集中する市街地を中心に下水道の整備が行われ、郊外への住宅地の拡がりとともに現在は立神地区を中心に認可区域の拡張計画が進められている状況です。

また、下水道計画区域以外においては平成10年度から「合併処理浄化槽設置整備事業」による補助制度を実施し、さらに、平成11年7月「河川をきれいにする条例」を制定して事業排水だけでなく家庭排水処理対策の改善を進めながら推進啓発に努めているところです。

#### 2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として水の適正利用に関する普及啓発とともに、施設整備の基本計画については

- (1) 現在の下水道計画区域内については、下水道による排水処理の適正化に努める。
- (2) 下水道計画区域以外の区域については、合併処理浄化槽により処理する。
- (3) 単独浄化槽を設置している家庭については、生活排水処理の処理を進めるため合併浄化槽への切り換えへの啓発指導を行っていく。
- (4) 今後建設する公共施設については合併浄化槽の設置は義務化されているが、既存の施設においても可能な限り合併処理浄化槽への切り換えを進めていく。

### 第2節 年次目標

生活排水処理基本計画における目標年度は、令和8年度とする。

### 第3節 生活排水の排出状況

本市における排出状況は次表のとおりである。

廃棄物処理実態調査による（10月1日現在 単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 計画処理区域内人口	23,502	23,495	23,153	22,840	22,409
2 水洗化・生活雑排水処理人口	16,245	16,539	16,686	16,256	16,428
(1) 下水道	13,361	13,540	13,600	13,374	13,239
(2) 合併処理浄化槽	2,884	2,999	3,086	3,152	3,189
(3) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(4) 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3 単独処理浄化槽人口	5,737	5,439	5,228	5,168	5,089
4 非水洗化人口	1,520	1,517	1,239	1,146	892
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

### 第4節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は次のとおりである。

処理施設の種類の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 下水道	産業排水・し尿及び生活雑排水	枕崎市
(2) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	南薩地区衛生管理組合
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人／事業所
(4) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人／事業所

## 第5節 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水の処理計画

#### (1) 処理の目標

基本方針に掲げる理念、目標を達成するためにおおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標として、また、各地区の実情に応じた処理方式を採用するものとする。

#### ア 生活排水の処理の目標

	現在(平成27年度)
生活排水処理率	73.3 %

#### イ 生活排水の処理の目標

	現在(平成27年度)	目標年度(令和8年度)
1 行政区域内人口	22,409人	19,200人
2 計画処理区域内人口	22,409人	19,200人
3 水洗化・生活雑排水処理人口	16,428人	18,240人
下水道	13,239人	11,600人
合併浄化槽	3,189人	6,640人